

福祉資金 福祉費④ 福祉用具購入費〈福祉用具等の購入に必要な経費〉

1. 貸付対象となる資金使途

福祉費⑫「日常生活上一時的な経費」では対応できない、日常生活に必要な高額福祉用具等の購入費

2. 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
1,700,000 円	8 年以内	原則 2 か月以内 (必要な場合は 6 ヶ月以内 送金月の翌月から起算)	原則 1 名	無利子 (連帯保証人がいない場合は年 1.5%)

3. 申込みに必要な書類

☑	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の本籍を記載した住民票	3 ヶ月以内に発行されたもの(※1)
	世帯で収入のある者全員の所得課税証明書	収入・所得及び住民税の課税状況がわかるもの 3 ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	パートやアルバイトなど非課税所得がある場合、月の所得がわかるもの	直近 3 カ月の給料明細等の写しや通帳の写し(※2)
	手当や年金の金額がわかるもの	各種通知書の写しや通帳の写し
	連帯保証人の所得課税証明書	収入・所得及び住民税の課税状況がわかるもの 3 ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の分かるもの	障害者世帯の場合のみ ※障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等の分かるもの
	介護保険証の写し	高齢者世帯の場合のみ
	福祉用具等の見積書	

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めることがあります。

※1 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※2 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近 3 ヶ月の給与明細等の写しも添付。